

青森県地域医療構想調整会議設置要綱

(目的)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4の規定に基づき、青森県が策定する地域医療構想の達成に向けて構想区域（同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。）ごとに地域医療構想調整会議を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 構想区域における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (4) その他の地域医療構想の推進に関する事項

(会議等)

第3条 調整会議の構成員は、別表に掲げる機関・団体とする。

- 2 調整会議は、青森県健康医療福祉部長が招集する。
- 3 調整会議の議長は、青森県健康医療福祉部長又はその代理職員をもって充てる。

(専門部会)

第4条 調整会議に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 第3条第2項及び第3項の規定は、部会において準用する。この場合、「調整会議」とあるのは「専門部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、青森県健康医療福祉部医療薬務課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。